インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する 旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号) 第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡 散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次の とおり公表する。

令和6年1月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識
- (1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象 として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表 現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言 動に該当する。
 - ア 「●● (特定の国名) に帰って」(事案番号1)
 - イ 「●● (特定の国名) に帰ったらええがな」(事案番号2)
 - ウ 「●● (特定の国名) に行った方が良くね?」(事案番号3)
 - エ 「祖国に帰れって言ってるだけじゃん」(事案番号4)
 - オ 「●●人(特定の民族名)なら●●人(特定の民族名)らしく母国に帰れば」(事案番号5)
 - カ (「祖国へ帰れ」という投稿を前提として)「(日本国に) 居る資格がねえ」 (事案番号6)
 - キ 「国籍国に帰りなさい」(事案番号7)
 - ク 「どうやったら在日の方々に祖国に帰っていただけるの?」(事案番号1 1)
- (2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
 - ア 「◎◎人(特定の民族名)を皆殺しにしよう」(事案番号8)
 - イ 「強制送環しろ」(事案番号9)

- 2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要 上記1(1)及び(2)に記載のとおり
- 3 拡散を防止するために講じた措置
- (1)上記1(1)の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- (2)上記1(2)の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する 株式会社ライブドアに削除を要請した。
- 4 拡散を防止する措置を講じた年月日 令和6年1月26日

5 その他

- (1)上記1(1)及び(2)の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2)公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。